

都道府県・ 政令指定都市名	13 東京都
------------------	--------

時点：平成30年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課（室）名	生活文化局都民生活部男女平等参画課
担 当 職 員 数	9 人（専任 9 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	東京都男女平等参画推進会議
設 置 年 月 日・根 拠	平成12年7月21日 根拠： 東京都男女平等参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	生活文化局長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	東京都男女平等参画審議会
設 置 年 月 日	平成12年7月25日
構 成 員 員	25 人（女性 12 人、男性 13 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 29 年 4 月 ～ 34 年 3 月
名 称	東京都男女平等参画推進総合計画
改定・見直しの予定時期	平成34年4月1日 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	東京都男女平等参画基本条例
	公 布 日	平成12年3月31日
	施 行 日	平成12年4月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期： 平成 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:
目 標 値	平成 33 年度まで	35 %	平成 年度まで	%		
根 拠	東京都男女平等参画推進総合計画					
目標設定の対象である審議会等の範囲	(1)地方自治法第138条の4第3項の附属機関(法律、条例設置)(2)要綱に基づき知事等が臨時に設置する懇談会等					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(223)	うち女性委員を含む審議会等数(187)	延総委員等数(2,379)	延女性委員等数(701) 女性比率(29.5)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(52)	うち女性委員を含む審議会等数(47)	延総委員等数(689)	延女性委員等数(210) 女性比率(30.5)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(41)	うち女性委員を含む審議会等数(39)	延総委員等数(1,799)	延女性委員等数(591) 女性比率(32.9)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(6)	延総委員等数(91)	延女性委員等数(14) 女性比率(15.4)
目標値以外の目標設定						
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿がある場合	掲載人数	人	(平成 年 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
	そ の 他	〔 〕				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:								
		管理職総数	女 性 管 理 職 の 内 訳										
		(人)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職				
		(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率
		(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)		(G)	(H)	
本庁	計	2,063	240	11.6	541	53	9.8	261	8	3.1	1,261	179	14.2
	うち一般行政職	1,199	188	15.7	314	47	15.0	19	1	5.3	866	140	16.2
支庁・地方事務所等	計	2,124	455	21.4	613	70	11.4	0	0		1,511	385	25.5
	うち一般行政職	1,035	199	19.2	226	32	14.2	0	0		809	167	20.6
全体	計	4,187	695	16.6	1,154	123	10.7	261	8	3.1	2,772	564	20.3
	うち一般行政職	2,234	387	17.3	540	79	14.6	19	1	5.3	1,675	307	18.3
再掲	警察関係	782	28	3.6	271	7	2.6	261	8	3.1	250	13	5.2
	教育委員会	138	24	17.4	25	3	12.0	0	0		113	21	18.6

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation period (1:平成30年4月1日, 3:その他) and rows for positions (課長補佐相当職, 係長相当職) and locations (本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲).

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of newly promoted staff by position (課長相当職, 課長補佐相当職, 係長相当職) and location (本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, 再掲).

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table with columns for selection criteria: 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, その他.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of examinees for promotion and grade advancement exams, including total, female, and female rate.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing recruitment statistics for female public employees, including total number, female number, and female rate across various levels.

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details for the 'Tokyo Women's Plaza' facility, including name, location, management, staff, and main activities.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-1 名称等: 2. 無	加盟団体数	
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容:		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催	}
○ 2. 市町村職員研修会の開催	
○ 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
○ 4. 関係情報の収集提供	
○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ	
○ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 :	
○ 7. その他 { 内容:	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
○ 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施	}
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮	
○ 3. その他 { 内容:	

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	360,823	370,701	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	623,801	623,801	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
具体的項目	① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得			○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			○	
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目	○	○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12 その他		○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業、TOKYO働き方改革宣言企業制度、
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	東京都女性活躍推進大賞

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	女性も男性も輝くTOKYO会議

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 東京都女性活躍推進白書、東京の男女平等参画データ
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	2 定期の場合 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 ○ 4. その他 ついては不定期だが、東京の男女平等参画データについては)

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 気運醸成のための広告	女性活躍推進に関心が薄い人に興味をもってもらうため、動画等を作成し、広報展開		10月～11月
・ 地域で活躍する女性を紹介するイベント	地域活動で輝いている女性を招き、講演やシンポジウム等を実施し、身近なモデル等を示すことにより、地域活動への参加を促す。	250名程度	10月
・ 女性が輝くTOKYO懇話会	女性が少ない様々な業種で活躍されているゲストと知事が語り合い、その業種で働くことの魅力や生活と仕事の両立方法などについて発信することで、あらゆる場における女性の活躍を推進		6月～12月
・ 男性の家事・育児参画に向けた気運醸成事業	男性の家事・育児参画に向けた効果的な普及啓発を行い、具体的な行動につなげていく。		10月～3月
・ 配偶者暴力防止講演会	一般都民を対象にDVに関する情報を提供(年2回)	400名	10月、3月(予定)
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)	団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を2日間にわたり実施	2000名	10月
・ 夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子の作成、配布	出産後からではなく、子供が生まれる前から、ライフ・ワーク・バランスの意義や重要性を認識し、今後の生活を夫婦ともに考えるための啓発冊子を作成し、区市町村での母親学級等で配布する。	約150,000部	1月(予定)
・ パパママサミット	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには男性の意識改革が重要なことから、父親と母親が共に参加できるシンポジウムを開催します。その成果を効果的に情報発信することにより、多くの都民への意識啓発を図ります。	250名	12月
2. 表彰 ・ 東京都女性活躍推進大賞	女性の活躍推進に向け、先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰(産業分野、医療・福祉分野、教育分野、地域分野、個人)し、その取組内容を広く普及していく。	○大賞 各分野各1団体程度、個人は1名程度 ○優秀賞 各分野各1～2団体程度、個人は1～2名程度 ○特別賞 1団体程度	1月中旬
3. 講座 ・ 男女平等推進担当職員研修	区市町村の女性センター職員等を対象に専門的、具体的講座を実施。(実務編1回、実践編1回、応用編1回)	各回40～60名	4, 10月
・ 区市町村相談員養成講座	区市町村の相談員のための研修講座(年6回)、性暴力被害者支援に関する研修(年1回)。専門家によるスーパーバイズ(月1回)	各回40～80名、250名	5, 6, 8, 3月
・ 職務関係者研修	基礎研修、分野別専門研修(年6回)	各回80～250名	5～12, 3月
・ 区市町村支援事業コーディネーター研修	区市町村において関係機関の調整等を行う職員を対象として、実践的な講座・演習を実施	各回30名	7月
・ DV被害者自立支援講座	こころのサポート、生活自立支援のための講座(月4回)	各回25名	4～3月
・ 配偶者暴力被害回復のための子供広場	配偶者暴力のある家庭にいた子どもを対象遊びを通じた継続的な学習の機会を提供 小学校就学前(年6回) 小学校低学年(年6回)	各回就学前6家族、低学年8家族まで	6～8月(就学前) 9～11月(小学校低学年)
・ 働く女性全力応援セミナー	働く女性の就業継続を支援するために、女性のメンタルヘルスや仕事と家庭の両立、キャリアアップに役立つセミナー、ワークショップ及び交流会を開催する(4回)。	300名	9, 10月
・ 起業スタートセミナー	女性の柔軟な発想を活かしつつ、自らが就業スタイルを決定できる起業を支援するためのセミナー、ワークショップ及び交流会を開催する(2回)。	70名	1, 2月
・ パートナーシップセミナー	女性活躍推進やライフ・ワーク・バランスの実現には、男性の育児・家事参画と夫婦間の協力が欠かせないため、夫婦のパートナーシップが良好になるためのセミナー、ワークショップ及び交流会を開催する(3回)。	108名	11月
4. 相談事業 ・ 相談事業	一般相談、特別相談(DV相談、男性のための悩み相談、法律相談、精神科医師による面接相談)		
5. 情報収集・提供 ・ ホームページでの情報提供 ・ SNSでの情報発信 ・ 図書資料等の収集・提供	東京都女性活躍推進ポータルサイト、東京ウィメンズプラザホームページ ツイッター、フェイスブック 東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営		
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・ 協働プロジェクトの実施	女性の活躍推進に向けた都民、事業者との協働プロジェクトを実施(「女性も男性も輝くTOKYO会議、太鼓判」事業の認定等)		通年
・ 民間団体との交流事業(東京ウィメンズプラザフォーラム)	団体・グループによるワークショップ、展示、講演会等を2日間にわたり実施	2000名	10月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 被害者自立支援民間人材養成事業 ・ DV防止等民間活動助成事業	配偶者等暴力外国籍被害者支援のための通訳者研修を実施。また、DV被害者通訳者の活動支援を行う。 DV防止等にかかる自主的な活動の経費の一部を助成。民間団体における人材の育成(アドバイザーの派遣)		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口	区市町村の支援センター機能整備や支援センター業務に関する質問や相談に答えるとともに、聞き取り調査や各種情報提供を行い、支援センター機能整備に向けた技術的支援を行う。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他
議 会 名	東京都議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		2
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産	1		
育児	3		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	3		
	「その他」の「その他」については該当なし		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	東京都議会会議規則第11条		
条文本文 東京都議会会議規則(欠席の届出)第11条 議員が疾病、出産、家族の申事、家族の看護または介護、配偶者の出産補助その他の事故のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻前に、議長に届出なければならない。			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		3
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		3

調査時点コード: 1

1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	1	1. 女性 2. 男性	任期:	平成28年8月2日	~	平成32年7月30日
副知事				3 人	(女性 1 人、男性 2 人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	66	8	12.1		
	都道府県防災会議(委員のみ)	65	7	10.8		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	13	2	15.4	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	23	2	8.7	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	19	1	5.3	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		2	2	100.0		
2	国土利用計画地方審議会	23	5	21.7		
3	土地利用審査会	5	2	40.0		
4	都道府県交通安全対策会議	36	2	5.6		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	28	7	25.0		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	21	8	38.1		
7	精神医療審査会	40	11	27.5		
8	都道府県生活衛生適正化審議会	13	4	30.8		
9	都道府県医療審査会	24	4	16.7		
×	10 准看護師試験委員会					
	11 麻薬中毒審査会	5	0	0.0		
	12 地方社会福祉審議会	27	11	40.7		
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	5	25.0		
	14 国民健康保険審査会	7	2	28.6		
	15 都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0		
	16 都道府県森林審議会	13	3	23.1		
	17 都道府県建設工事紛争審査会	39	11	28.2		
	18 建築審査会	7	2	28.6		
	19 都道府県建築士審査会	9	4	44.4		
	20 都道府県都市計画審議会	33	6	18.2		
	21 開発審査会	7	3	42.9		
	22 私立学校審議会	20	1	5.0		
×	23 石油コンビナート等防災本部					
×	24 公害健康被害認定審査会					
	25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	59	4	6.8		
	26 都道府県児童福祉審議会	32	12	37.5		
	27 地方港湾審議会	36	7	19.4		
	28 土地区画整理審議会	40	3	7.5		
	29 教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
	30 介護保険審査会	39	15	38.5		
	31 都道府県固定資産評価審議会	12	3	25.0		
	32 感染症の診査に関する協議会	79	12	15.2		
	33 警察署協議会	843	388	46.0		
	34 土地収用事業認定審議会	7	2	28.6		
×	35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会					
	36 国民保護協議会	68	5	7.4		
	37 地方独立行政法人評価委員会	17	7	41.2		
	38 市街地再開発審査会	4	1	25.0		
×	39 都道府県職員委員会					
×	40 自然再生協議会					
	41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	7	3	42.9		
	42 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3		
	43 留置施設視察委員会	10	3	30.0		
	44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	24	2	8.3		
	45 指定難病審査会	22	3	13.6		
	46 小児慢性特定疾病審査会	6	2	33.3		
	47 行政不服審査会	12	5	41.7		
×	48 国民健康保険運営協議会					
	49					
	50					
	51					
	52					
	53					
	合 計	1,799	591	32.9		
	女性委員0の審議会数	1				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	5	2	40.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	39	5	12.8	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	0	0.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	0	0.0	
	合 計	91	14	15.4	
	女性委員0の委員会数	3			